

経営会議の内容

件 名	大和市生涯学習センター条例の一部改正について
所 管 部	文化スポーツ部
日時・場所	平成29年4月24日（月） 9：00 ～ 9：55 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、図書・学び交流課長
提 出 理 由	中央林間地区街づくりビジョンに基づく子どものプレイルームや体育施設などを備えた学習センターの整備、それに伴う地区館の整理及び管理運営手法の見直しにより、大和市生涯学習センター条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・（仮称）中央林間学習センターにおける駐輪場の料金設定について、文化創造拠点シリウスと比べてどうか。 （所管部）シリウスと同様の算定方法で上限額を条例に規定していく考えである。 なお、実際の料金は指定管理者との協議により定めていく。 ・市民にとって全ての学習センターの指定管理者が同一になることのメリットは。 （所管部）現在、指定管理者によって、シリウスの生涯学習センターは円滑に運営されており、人気の高い講座等も増えている。こうした指定管理者のノウハウは、全館同一になることでスケールメリットを生み、地区館における生涯学習機会の提供についても、さらに充実したものにできると考えている。 ・施設利用料金の減免対象について、想定している団体はあるか。 （所管部）現在のところ社会教育関係団体を想定している。 ・林間学習センターを廃止することで、南林間周辺の市民からすると利便性が低下しないか。また、これまでは駐車場が確保されていたが、（仮称）中央林間学習センターではどうなるのか。 （所管部）（仮称）中央林間学習センターになると、自宅からの距離が林間学習センターより遠くなる人はいると思うが、新施設で機能が充実することをもってご理解を求めたい。なお、駐車場については、有料になるが、隣接して整備される予定の施設をご利用いただくことになる。 ・林間学習センターの廃止後、跡地の活用はどう考えているか。また、林間学習センターは太陽光パネルをはじめ、その整備に防衛省からの補助金を活用しているため、廃止にあたっては調整が必要ではないか。 （所管部）廃止後の跡地活用については未定である。補助金については遺漏ないよう、防衛省と調整していく。 ・指定管理者による管理への移行は、市民に対する生涯学習機会の提供に支障が生じないよう、配慮しながら進める必要がある。 ・学習センターの地区館は地域の人々の交流の場の役割も担っている。人口減少社会を迎えた今、その役割はさらに高まっており、学習センター全館の一体管理のメリットについて、地域の人に理解してもらえよう配慮していく必要がある。 ・（仮称）中央林間学習センターには、プレイルームなど、管理にノウハウが必要な施設も含まれている。指定管理制度を導入するにしても、市は設置者として適切に対応していかなければならない。

	(所管部) プレイルームでは、こども部の施策との連動も想定されるので、庁内調整を進めながら、指定管理者の選定における仕様へ反映させるなど、施設を適切に運営できるよう、しっかりと対応していく。
会議結果	案のとおり、進めていく。